

1. 第40号議案 神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例及び神戸市手数料条例の一部を改正する条例の件

(1) 改正の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律第11条による建築基準法の一部改正（令和4年5月施行）に伴い、神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例（以下「建築安全条例」という。）及び神戸市手数料条例（以下「手数料条例」という。）の一部を改正する。

(2) 改正の概要

建築基準法第85条及び第87条の3の改正により、災害時に建築される応急仮設建築物等の存続期間の延長について、規定が新設された。

当該法改正に伴い、建築安全条例及び手数料条例において引用している条文に項ずれが生じたため、これに対応する改正を行う。

(3) 施行期日

公布の日から施行する。

第 40 号議案

神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例及び神戸市手数料条例の一部
を改正する条例の件

神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例及び神戸市手数料条例の一部を改
正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 6 月 13 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例及び神戸市手数料条例の一部
を改正する条例

(建築物の安全性の確保等に関する条例の一部改正)

第 1 条 神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例 (平成 20 年 4 月 条例 第 1 号)
の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分 (以下第 1 号及
び第 2 号において「改正部分」という。) 及び改正後の欄に掲げる規定の下線
又は太線の表示部分 (以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。)
については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改
正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(仮設興行場等に対する制限の緩和) 第 49 条の 3 法 <u>第 85 条第 6 項</u> 又は <u>第 7 項</u> の規定に基づき建築を許可した仮 設興行場等については、当該許可に 係る期間においては、第 21 条、第 22 条第 1 項若しくは第 2 項、第 23 条第	(仮設興行場等に対する制限の緩和) 第 49 条の 3 法 <u>第 85 条第 5 項</u> 又は <u>第 6 項</u> の規定に基づき建築を許可した仮 設興行場等については、当該許可に 係る期間においては、第 21 条、第 22 条第 1 項若しくは第 2 項、第 23 条第

1 項、第34条、第35条、第41条第1項、第42条及び第44条の規定は、適用しない。

(建築物の用途を変更して一時的に興行場等又は特別興行場等として使用する場合の適用の除外)

第49条の6の2 法第87条の3第6項

の規定により許可をする興行場等又は同条第7項の規定により許可をする特別興行場等については、第21条、第22条第1項及び第2項、第23条第1項、第31条、第32条第1項、第34条、第35条、第41条第1項、第42条、第44条、第45条第1項、第47条並びに第48条の規定は、適用しない。

1 項、第34条、第35条、第41条第1項、第42条及び第44条の規定は、適用しない。

(建築物の用途を変更して一時的に興行場等又は特別興行場等として使用する場合の適用の除外)

第49条の6の2 法第87条の3第5項

の規定により許可をする興行場等又は同条第6項の規定により許可をする特別興行場等については、第21条、第22条第1項及び第2項、第23条第1項、第31条、第32条第1項、第34条、第35条、第41条第1項、第42条、第44条、第45条第1項、第47条並びに第48条の規定は、適用しない。

(手数料条例の一部改正)

第2条 神戸市手数料条例(平成12年3月条例第77号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
-----	-----

(手数料)

第2条 市長は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。

(1)～(124) [略]

(125) 建築基準法第85条第6項又は第7項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査

ア～ウ [略]

(126)～(132の2の3) [略]

(132の2の4) 建築基準法第87条の3第6項又は第7項の規定に基づく建築物の用途を変更し、一時的に興行場等又は特別興行場等とする場合の許可の申請に対する審査

ア～ウ [略]

(132の3)～(158) [略]

(手数料)

第2条 市長は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。

(1)～(124) [略]

(125) 建築基準法第85条第5項又は第6項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査

ア～ウ [略]

(126)～(132の2の3) [略]

(132の2の4) 建築基準法第87条の3第5項又は第6項の規定に基づく建築物の用途を変更し、一時的に興行場等又は特別興行場等とする場合の許可の申請に対する審査

ア～ウ [略]

(132の3)～(158) [略]

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

建築基準法（昭和25年法律第201号）の改正に伴い、条例を改正する必要があるため。